

2013(平成25)年度 法学既修者入学試験問題(8月試験)

憲 法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は, 表紙をふくめて4ページで, 問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

次の文章を読んで、下記の設問に答えなさい。

2011年3月11日の東日本大震災に引き続く東京電力福島第1原子力発電所の事故以来、各地で原子力発電所の是非を問うデモ行進が様々なかたちで行なわれて、注目を集めた。その後、2010年代後半になると、原子力発電所の問題だけでなく、全国レベルの政治的な問題から地域特有の問題に至るまでの多様なテーマについて、各地で創意をこらしたデモ行進が行なわれるようになった。

201×年、人口100万人規模の大都市が2つあるF県でもデモ行進が活発に行なわれている。このような状況に対して、デモ行進によって車両の円滑な通行が妨げられるという意見だけではなく、デモに反対する人々がデモを阻止しようとして混乱が生ずるのではないか、デモ行進により地域の静穏な生活が害されるのではないかといった意見が、F県住民やF県議会議員からF県知事に数多く寄せられている。地方公共団体のなかにはデモ行進を規制する条例を有するところもあるが、F県及びF県下の市町村にはそのような条例は存在しない。

そこで、F県知事はF県議会議員と協議をして、次のような条例案を作成した（以下、「本件条例案」という。）。本件条例案の提案理由としては、道路交通秩序の維持、地域の公安と静穏の維持があげられた。

第1条

- 1 行列行進（以下、「行進」という。）又は公衆の集団示威運動（徒歩又は車両で道路、公園その他公衆の自由に交通できる場所を行進又は占拠しようとするもの。以下、「示威運動」という。）は、F県公安委員会（以下、「公安委員会」という。）に届け出なければならない。
- 2 学生、生徒、児童のみが参加し、かつ、教科課程に定められた教育のため学校の責任者の指導によって行なう行進は、届出を要しない。

第2条

前条第1項の行進又は示威運動をしようとするときは、主催者又は主催団体の代表者は、行進又は示威運動開始の日時の72時間前までに、公安委員会に届出書を提出

しなければならない。

第3条

公安委員会は、その行進又は示威運動が、道路交通秩序、地域の公安又は静穏を害するおそれがあると認める場合には、当該行進又は示威運動の中止、進路変更、その他の措置をとるよう命令を発することができる。

第4条

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1)第1条第1項の規定に違反した者
- (2)第3条の命令に違反した者

〔設問〕

本件条例案の憲法上の問題点について論じなさい。本件条例案と法律との関係については論じなくてよい。

余白